

●●●●●●●●に関する構造計算書の確認 業務方法書

1. 基本的な考え方

本書における構造計算書の確認業務とは、本業務の委託者（以下「甲」という）から提出された資料に基づき、既存建築物の耐震診断・耐震補強設計に関する構造計算書及び構造図が、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針、同解説-2009年改訂版（（財）日本建築防災協会）」及び「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針、同解説-2001年改訂版（（財）日本建築防災協会）」に準拠して適切に行われていることを確認するものである。なお、本件において、基礎部分は確認の対象外とする。

本業務は、一般財団法人ベターリビング評定規程に基づく評定委員会による評定ではない。そのため、評定が必要な場合には別途、評定の取得が必要となる。また、耐震補強設計図に従って適切に耐震改修工事が施工されたかについては確認の対象外である。

本業務に従事する者は、一般財団法人ベターリビング（以下「乙」という）の職員で、当該構造計算を行なった者と関係を有しない者とする。この場合、準拠基準への適合性の確認を行う者（以下「確認員」という）は、建築基準法第77条の35の9に示される構造計算適合性判定員または一般財団法人ベターリビング評定規程第8条に示される耐震診断評定委員とする。

2. 確認項目の具体的内容

本業務において対象とする既存建築物は、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針、同解説-2009年改訂版（（財）日本建築防災協会）」及び「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針、同解説-2001年改訂版（（財）日本建築防災協会）」の適用対象建築物である。なお、基礎部分は確認の対象外とする。

具体的な確認項目を下記に示す。

(1) 耐震診断結果の妥当性の確認

「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、同解説-2009年改訂版（（財）日本建築防災協会）」及び「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、同解説-2001年改訂版（（財）日本建築防災協会）」への適合性を確認する。

(2) 耐震補強設計の妥当性の確認

「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の改修設計指針、同解説-2009年改訂版（（財）日本建築防災協会）」及び「既存鉄筋コンクリート造建築物の改修設計指針、同解説-2001年改訂版（（財）日本建築防災協会）」への適合性を確認する。

(3) 構造図（耐震補強設計図）の妥当性の確認

構造図（耐震補強設計図）が構造計算の結果を適切に反映（整合）していることを確認する。

3. 確認結果報告書

乙が構造計算書の確認を行った結果作成する構造計算書の確認結果報告書（以下「確認結果報告書」という）には、構造計算書及び構造図が準拠基準に適合している旨の確認員の総合所見等を記載するものとする。但し、別途甲が報告様式を指定する場合は協議の上決定する。

4. その他

(1) 資料等

- 1) 甲は乙に対し、本業務の過程において、業務依頼時に貸与した構造図、意匠図等および構造計算書（以下、「対象図書等」という）以外に乙が必要とする資料等（以下「参考資料」という）を無償で貸与するものとする。
- 2) 乙は、甲から貸与された対象図書等及び参考資料を本業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用、保管および管理するものとする。
- 3) 乙が甲から貸与された対象図書等及び参考資料は、業務完了後、責任を持って甲に返却する。

(2) 追加資料等による再確認

- 1) 構造計算書の確認過程において、乙が対象図書等の内容に対する疑義あるいは不明点を提示した場合、甲は質疑回答書あるいは追加検討書等の追加資料（以下「追加資料等」という）の追加提示をすることができる。
- 2) 乙の疑義等に対して甲より追加資料等の提示がない場合、乙はそれら疑問点、不明点を明示し、当初の対象図書等で判断できる範囲内の確認結果により確認結果報告書を作成する。
- 3) 前二項により乙に追加業務が発生した場合は、本業務完了後、甲乙協議の上別途費用の精算を行う。

以上